

平成18年度組織改正の概要について

平成18年2月20日
総務部行政企画課

1 地方行政機関の再編

(1) 地方振興局の再編

12地方振興局を6振興局(東部、中部、南部、豊肥、西部、北部)に再編する。新市の行財政支援・パスポート発給等は、地方振興局が廃止される地域に設置する事務所(別府、臼杵、豊後大野、玖珠、豊後高田、中津)でも実施する。

(2) 県税事務所の再編

高田県税事務所を「中津県税事務所」に統合する。また竹田県税事務所を豊後大野市に移転し、「豊後大野県税事務所」に改組する。

(3) 土木事務所の改組

課の統合等、組織の簡素化を実施する。

2 新しい制度の導入に伴う組織の見直し

(1) 県立病院管理局は地方公営企業法の全部適用により知事部局から独立

病院経営に関し独立した権限と責任を有する病院事業管理者を設置し、県立病院管理局(県立病院、三重病院含む。)は、地方公営企業である病院局として、知事部局から改組・独立する。

(2) 県立大学は公立大学法人化により県の組織とは別に独立

看護科学大学、芸術文化短期大学は、それぞれ公立大学法人に移行し、県から独立した組織により、自主性確立をめざす。

(3) 点字図書館には指定管理者制度を導入

県の直営を廃止し、指定管理者である社会福祉法人大分県盲人協会による管理運営に移行する。

3 県産品ブランドの確立及びフラッグショップの活用

「The・おおいた」ブランドを確立するため、農林水産部安全流通室を「おおいたブランド推進課」に再編する。

フラッグショップを活用して、情報発信や販路拡大の業務を行うため、商業・サービス業振興課の体制を強化するとともに、東京事務所の観光・物産・流通・企業誘致担当を西銀座(フラッグショップ「坐来おおいた」の同一階)に配置する。

4 ジェトロ上海センターにおける共同事務所の設置(駐在員の派遣)

中国での県内企業のビジネス活動を総合的に支援するため、日本貿易振興機構(ジェトロ)上海センターに大分県とジェトロとの共同事務所を開設し、職員を派遣する。

5 観光・地域振興局の機動性確保

観光・地域振興局をより機動的な体制とするため、「景観自然室」、「国際交流室」を同じ企画振興部内で分離独立し、観光・地域振興局と連携しながら業務を行う。

6 防災危機管理体制の強化

近年の台風の多数襲来、国民保護法関連業務、東南海・南海地震等に対応するため、消防防災課を廃止し、危機管理監の下に防災危機管理業務に特化した「防災危機管理課」と、消防・保安業務を行う「消防保安室」を設置する。

7 少子化対策の強化

次世代育成支援課を少子化対策課に改称し、少子化対策の総合的な企画調整部門と位置づけ、関係部に兼務職員を配置するなど全庁を挙げた迅速かつ強力な推進体制を構築する。

8 東九州自動車道早期整備のための体制整備

東九州自動車道の早期整備を推進するため、佐伯土木事務所及び中津土木事務所に「東九州自動車道整備推進室」を設置する。

9 国民体育大会・障害者スポーツ大会局の体制強化

開催2年前となる国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の準備のため、「全国障害者スポーツ大会室」及び「おおいた国体菊池事務所」を設置する。

10 県民にわかりやすい名称に変更

企画振興部

文化振興課

文化スポーツ振興課

農林水産部

技術管理室

工事技術管理室

農産振興課

水田農業振興室

衛生飼料室

家畜衛生飼料室

農村計画課

農村整備計画課

農村環境室

農村環境整備室

地方機関

高田 事務所

豊後高田 事務所

三重 事務所

豊後大野 事務所

大分郡保健支所

由布保健支所